

田沢出張所（サポートセンター） ☎ 43-1351
 神代出張所（サポートセンター） ☎ 43-1352
 桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 48-2001
 上桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 49-2159

田沢湖地域センター（サポートセンター） ☎ 43-1115・43-1147
 角館地域センター（サポートセンター） ☎ 43-3309
 西木地域センター（サポートセンター） ☎ 43-2200

総務課 ☎ 43-1111
 ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>

平成25・26年度中に浄化槽を設置予定の皆様へ

仙北市では、河川の水質汚濁を防止し、清潔で住みよいまちづくりを進めるため、し尿と生活雑排水を処理する合併処理浄化槽の設置を推進しています。

仙北市の浄化槽事業は、市が設置する浄化槽市町村型推進事業（市町村型）と個人が設置する浄化槽に補助を交付する浄化槽設置整備事業（個人設置型）の2つがあります。

今回は、今後の事業量を把握するために申し込みを受付するものです。平成25・26年度中に浄化槽の設置をお考えの方は3月末までにお申し込みください。

なお、公共下水道事業および農業集落排水事業が整備されている地区を除く市内全域が市町村型の整備区域ですが、公共下水道が計画されている生保内地区や角館地区の一部は個人設置型の対象区域です。

詳しくは下水道課までお問い合わせください。

問合せ／下水道課（西木庁舎） ☎ (43) 2296

仙北市育英奨学資金 奨学生募集

この奨学資金は、地域の団体や篤志家の善意、情熱によって設立された「仙北市奨学資金」「田沢湖町奨学金貸付基金」「角館町育英会」を一本化して、その採用基準、貸与限度額を統一し、仙北市の将来を担う学生・生徒の向学の志を支援することによって有為な人材の育成を図るための制度です。

●応募資格／次のいずれにも該当する方

- ・保護者が現に仙北市に住所がある方
- ・義務教育を修了している方
- ・心身共に健康で学業成績優秀な方

●貸与限度額（月額）／

- 【大学（短大、専門学校、大学院含む）】4万円以内
- 【高校】2万円以内

●提出書類／

- ・奨学資金奨学生申請書（様式第1号）
- ・合格通知書または入学、在学を証明できる書類（各学校指定様式）

●市設置型とは／市が浄化槽本体を設置し、その後の維持管理を行います。ただし、浄化槽本体以外の宅内排水設備工事や流入管・放流管工事は個人が行うことになります。また、設置した方には、分担金と毎月の浄化槽使用料を納めていただきます。

【受益者分担金】

住宅の延床面積	人槽	専用住宅
160㎡以下	5人槽	88,200円
160㎡超	7人槽	110,400円

※受益者分担金とは、合併処理浄化槽の設置費の一部を負担していただくものです。

【合併処理浄化槽の月々の使用料】

区分	角館・田沢湖地区（専用住宅）	西木地区（専用住宅）
基本使用料	1,575円	1,470円
1人につき	525円	504円

●個人設置型とは／浄化槽を個人負担で設置していただき、後日市が工事費の一部を補助金として交付します。設置後の維持管理は自己負担で行うことになり、分担金と毎月の使用料は発生しません。

【補助金額】

人槽区分	補助金
5人槽	352,000円
7人槽	441,000円

※注目

この浄化槽事業は、予算の範囲内で実施されますので、予算執行の状況により、年度途中で事業を完了する場合があります。また、応募多数の場合は抽選により決定することがあります。

平成27年度から市内全域が個人設置型へ移行する予定となっています。平成25・26年度中に浄化槽を設置する予定の方は必ずお申し込みください。

就学援助制度についてのお知らせ

仙北市教育委員会では、経済的理由により就学困難と認められる小・中学校の児童・生徒の保護者に対して、学用品・通学用品費などの一部を援助する制度を設けています。

●援助を受けることができる方／

- ①生活保護を受けている方
- ②生計を一にする世帯員全員を対象とした申請年度の前年中の収入と保護基準額を比較した結果が、生活保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認定した方
- ③家庭事情の変動により世帯全体の所得が著しく減少するなど、就学援助の必要があると教育委員会が認定した方

④東日本大震災で被災し仙北市に避難されている方

●援助の内容／学用品費、通学用品費、新入学用品費、校外活動費、体育実技用品費、修学旅行費、給食費、医療費（学校から治療の指示を受けた学校保健安全法で定める疾病の

「第18回おやま囃子芸能発表会」を開催します

今回は17団体がおやま囃子や手踊りなど、日頃の練習成果を披露します。

多数のご来場お待ちしております。

日時／2月11日（月・祝）

【開場】午前9時

【開会】午前9時30分

会場／角館交流センター（角館町中菅沢77・30）

●入場料／無料

プログラムは、次の取扱店で2月1日から販売（1部100円）します。当日も会場でも販売します。

・かのう屋（角館町岩瀬町13）

・金谷呉服店（角館町岩瀬186）

●問合せ／角館のお祭り保存会事務局（教育委員会文化財課内） ☎ (43) 3384



費用）です。

●申請方法／家庭の状況等をお聞きし申請書類をお渡ししますので、教育委員会教育指導課までご連絡ください。

なお、既に認定されている方は、後日、新年度分の手続きについてお知らせします。

●問合せ／教育委員会教育指導課（角館庁舎） ☎ (43) 3382



田沢出張所（サポートセンター） ☎ 43-1351
神代出張所（サポートセンター） ☎ 43-1352
桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 48-2001
上桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 49-2159

田沢湖地域センター（サポートセンター） ☎ 43-1115・43-1147
角館地域センター（サポートセンター） ☎ 43-3309
西木地域センター（サポートセンター） ☎ 43-2200

総務課 ☎ 43-1111
ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>

投・開票予定日は **3月3日**（日）

立候補予定者説明会

次のとおり開催しますので、立候補を予定している方はご出席ください。

- 日時／2月13日（水） 10:00
- 場所／仙北市役所 田沢湖庁舎3階 第1会議室



※生保内財産区の区域内とは、住所表示が田沢湖「生保内字〇〇」「刺巻字〇〇」「潟字〇〇」「田沢字先達沢国有林」のいずれかの地域をいいます。

本台帳に登録されている方

②住所／平成24年11月25日以前から生保内財産区の区域内に引き続き住んでいて、住民基本台帳に登録されている方

●選挙権の要件／次の条件をすべて満たし、選挙人名簿に登録されている方

任期満了に伴う生保内財産区管理委員会一般選挙（定数7人）が2月26日（火）に告示、3月3日（日）に投票と決まりました。

生保内財産区管理委員会一般選挙のお知らせ

- 投・開票日／3月3日（日）
- 投票の受付時間（予定）
午前7時～午後5時

投票場所（予定）

投票区名	投票所 (変更の場合あり)
石神	石神会館
武蔵野	武蔵野会館
生保内	健康増進センター
潟	潟文化センター

- 開票時間（予定）午後6時
- 開票会場（予定）田沢湖総合開発センター大集会室

期日前投票は、2月27日から3月2日までです

- 時間／午前8時30分～午後8時
- 場所／仙北市役所田沢湖庁舎

仕事や旅行等により、投・開票日に投票できない方のため、期日前投票所を設置する予定です。

なお、この選挙では、不在者投票制度を適用していないため、旅行先の他市町村や病院施設等での不在者投票はできませんので、あらかじめご承知おきください。

- 問合せ／選挙管理委員会（田沢湖庁舎） ☎ (43) 1150

仙北市危険老朽空き家対策支援事業の概要 「危険老朽空き家」の解体をお手伝いします

市では、市民の安全・安心の確保と生活環境の向上を図るため、仙北市危険老朽空き家対策支援事業補助金交付要綱に規定する管理不全な状態にある空き家で、一定の基準以上の危険度を有するもの（危険老朽空き家）について、「仙北市危険老朽空き家対策支援事業（解体事業）」実施します。

【解体事業とは】

危険老朽空き家を解体撤去しようとする、財政援助の必要な空き家所有者に対し、補助金を交付し、所有者の経済的負担の軽減を図る事業です。

●対象となる空き家／

- ①居住家屋とその付属建築物および当該建築物と一体になつてその効用を果たしている付属建築物
- ②市内に存する老朽危険空き家であること。
- ③台帳登録され、要綱に定める危険老朽空き家判定の基準を超え、助言、指導を受けていること。

●対象者／危険老朽空き家の所有者

者、その相続人または所有者の委任を受けた代理人で、対象となる空き家の固定資産税等、市に対して納付すべき一切の徴収金を滞納していない方

- 対象工事／県知事による解体工事業登録または建設業法による土木工事業、建築工事業の許可を受けた、市内に本店を置く業者（個人でも可）が行う工事で、公共事業等による補償の対象とならないもの

- 補助金の額／対象となる空き家の解体と処分に必要な費用（家財道具、機械・車両等の処分費用を除く）の50%以内とし、50万円を上限（千円未満切捨）

- 補助金交付完了後の条件／補助金の交付を受けて空き家を解体した方は、跡地管理人を指定して市に届け出るとともに、雑草の繁茂や廃棄物の投棄が生じないよう、跡地を適正に管理していただきます。

【事業の利用を希望する方へ】

空き家の管理については、解体も含め、所有者が行うことが大原則

平成25年度

「交通災害・不慮の災害共済」加入受付について

- 交通災害共済「年額400円」
- ◆交通災害は通院・入院どちらも1日から共済金の対象になります。

- ◆平成25年度の新学期（小学生）児童の交通災害共済掛金は無料です。（手続きは不要です）

- ◆共済金の請求については、自動車安全運転センター発行の事故証明書（事故の際、警察へ届け出ないと発行されません）が必要となります。この証明書が無い場合は、共済金が5割減額となります。

- 不慮の災害共済「年額600円」
- ◆不慮の災害は1日の入院から共済金の対象になります。（通院は対象外）

- ◆病気が原因の場合は対象になりません。

●共済加入期間／

- ①4月1日以前に加入手続きをされた方は、4月1日から平成26年3月31日まで
- ②4月1日以降に加入手続きをされた方は、加入手続きをした日の翌日から平成26年3月31日まで

則です。また、上記のとおり、事業の利用にはさまざまな条件があります。更に、建物の解体後は、住宅用地にかかる固定資産税の特例がなくなり、土地の固定資産税額が上がる可能性があります。これらの事項を、まず最初にご了承いただきたいと思います。

事業の実施に際しては、所有者

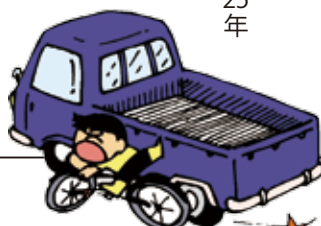
農地の生前一括贈与に係る贈与税納税猶予の継続 不動産取得税徴収猶予の延長届出について

農地を生前一括贈与で譲り受け、農業経営を継続し贈与税および不動産取得税の納税猶予制度を利用している方は、納税猶予期間中3年ごとに税務署へ「贈与税の継続届出書」、県税事務所へ「不動産取得税徴収猶予届出書」の提出が必要で、（対象者には直接税務署、県税事務所から手続きの書類が送付されます）

- 届出書類の中には「引き続き農業経営を行っている」事を農業委員会総会で承認され、交付を受けて提出する「証明願い」の書類があります。
- 農業委員会3月総会に上程のため、次の期限まで申請してください。
- 申請期限／2月28日（木）まで
- 申請先／農業委員会（仙北市役所 西木庁舎2階）
- 証明書の申請に必要な書類／証明願い（税務署・県税事務所から送付されたもの）、平成24年の所得税の申告書（写）、農業収入金額の記載されたもの
- ※期限内に手続きできるよう所得税の確定申告等の準備をお願いします。
- 問合せ／農業委員会（西木庁舎） ☎ (43) 2209

の皆さんと個別にご相談しながら進めていきます。まずは、空き家の所在する各地域センターまたは環境防災課まで、お気軽にお問い合わせください。

- 問合せ／環境防災課（角館庁舎） ☎ (43) 3308



- 加入申込方法／平成25年度の受け付けを2月1日（金）から行います。加入を希望される方は、次の窓口でお申し込みください。
- 加入受付窓口（土・日曜日、祝日を除く）／環境防災課（角館庁舎）、田沢湖・西木地域センター、田沢・神代・桧木内・上桧木内出張所
- 次の金融機関窓口でも加入できます。別折込のパンフレットを持参のうえ、お申し込みください。金融機関窓口の加入申込取扱期間は2月1日（金）から7月31日（水）までです。派出窓口を除き県内に所在するすべての店舗で加入できます。
- 秋田銀行・北都銀行・羽後信用金庫・ゆうちょ銀行または郵便局・秋田おばこ農業協同組合
- 問合せ／環境防災課（角館庁舎） ☎ (43) 3308